

結城市結城紬きもの等活用事業に関する要項を次のように定める。

令和5年 3月23日

結城市長 小林 栄

結城市結城紬きもの等活用事業に関する要項

(趣旨)

第1条 この告示は、ユネスコ無形文化遺産に登録された結城紬を地域資源として活用し、結城市のPR並びに結城紬の生産及び販売を促進するため、市が所有する結城紬きもの、帯、着付けに必要な小物等(以下「きもの等」という。)の活用事業の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(活用事業)

第2条 活用事業の区分、事業内容、利用時間及び料金(事業の利用に係る徴収金をいう。以下同じ。)は、別表第1のとおりとする。

(対象者)

第3条 活用事業の対象者は、前条に規定する活用事業の利用により、積極的に結城市及び結城紬をPRする者とする。ただし、市長が特に認めた者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定にする者に係る活用事業の利用時間及び料金は、前条の規定にかかわらず、市長がその都度定める。

(申請)

第4条 活用事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、結城市結城紬きもの等活用事業利用許可申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(事業の許可等)

第5条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、その可否を結城市結城紬きもの等活用事業利用許可(不許可)書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 営利事業であるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- (3) 政治活動又は宗教活動を行うと認められるとき。
- (4) きもの等を損傷し、又は滅失すると認められるとき。
- (5) きもの等の管理上支障があると認められるとき。
- (6) その他市長が適当でないとき。

(貸出小物)

第6条 前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第2に定める貸出小物を同表に定める料金を支払うことで使用することができる。

（着付け）

第7条 活用事業によりきもの等の着付けを行う場合は、着付け処着楽で行うものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、利用者が別表第3に定める料金を支払うことで別の場所で行うことができるものとする。

（利用者の遵守事項）

第8条 利用者は、事業の利用に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）活用事業の利用に伴い発生した事故は、利用者の責任において解決すること。ただし、市がきもの等及び貸出小物の保管について善意の管理者の注意義務を怠っていた場合は、この限りでない。
- （2）きもの等の紛失、破損及び汚損（以下「紛失等」という。）の防止及び対策について万全の措置を講じること。
- （3）紛失等が発生した場合は、遅滞なく市長に届け出ること。
- （4）紛失等が利用者の故意又は重大な過失によるときは、賠償すること。
- （5）結城紬貸出事業の利用後は、実績報告を速やかに行うこと。この場合において、きもの等の返却時に行うよう努めること。

（許可の取消し等）

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに許可を取り消し、当該利用の中止を利用者に命ずるものとする。

- （1）第5条第2項のいずれかに該当したとき。
- （2）虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- （3）その他適当ではないと市長が認める行為をしたとき。

2 利用者の都合により利用を取り下げる場合は、事前に連絡するものとし、その連絡が利用日の3日前以後であるときは、当該連絡のあった日に応じて別表第4に掲げる取消料を負担しなければならない。

（支払い）

第10条 利用者は、料金を事前に支払うものとする。

2 取消料は、利用を取り下げる連絡後14日以内に納付するものとする。

（紛失等の届出）

第11条 第8条第3項の規定による紛失等が発生したときの届出は、結城市結城紬きもの等紛失等届出書（様式第3号）によるものとする。

（損害賠償）

第12条 第8条第4項の規定による賠償は、現品又は損害相当額をもって行わなければならない。

（実績報告）

第13条 第8条第5項の実績報告は、結城市結城紬きもの等活用事業利用実績報告書（様式第4号）に係る書類を添えて市長に提出するものとする。

（料金等の減免）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、料金及び取消料を減額し、又

は免除することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体において使用するとき。
- (2) 市が共催する事業で使用するとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定による申請その他この告示の施行に必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

(結城市結城紬きもの貸出事業に関する要項の廃止)

- 3 結城市結城紬きもの貸出事業に関する要項（平成27年結城市告示第109号）は、廃止する。

別表第1（第2条関係）

区分	事業内容	利用時間	申請期間	料金
結城紬着心地体験事業	事前の申請を必要とし、当日にきもの等の着付けを行い、着心地を体験しながら街歩きを楽しむ事業	午前9時から午後4時30分まで	利用日の2か月前から7日前まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	3,000円 （貸出料金及び着付け料金を含む。）
		午後4時30分から午後6時まで（延長利用）	利用日の2か月前から7日前まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	30分につき500円
ふらり着心地体験事業	当日に気軽に利用でき、その場できもの等の着付けを行い、着心地を体験しながら街歩きを楽しむ事業	土日祝日の午前10時から午後3時まで	利用日当日（申請は正午まで）	3,000円 （貸出料金及び着付け料金を含む。）
結城紬貸出事業	結城紬のPRに効果的な各種イベント等に結城紬を貸し出す事業	午前8時30分から午後5時15分まで	実施日の2か月前から7日前まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	2,000円

注1 結城紬着心地体験事業は、市長が認めた場合に限り、時間の延長ができるものとする。

- 2 ふらり着心地体験事業は、結城紬着心地体験事業の申請数に空きがある場合に限り、申請することができる。

別表第2（第6条関係）

貸出小物名	料金
桐下駄・足袋セット	500円
和装バッグ	1,000円

別表第3（第7条関係）

着付け場所	料金
結城市内	1,000円
結城市外	2,000円及び交通費

注 交通費は実費とし、自家用車によった場合は、1キロメートル当たり37円とする。

別表第4（第8条関係）

取下げ連絡日	取消料
実施日の3日前	料金の20%
実施日の2日前	料金の30%
実施日前日	料金の50%
実施日当日	料金の全額

注 取消料には、別表第2及び別表第3に規定する料金は含まないものとする。ただし、取下げの連絡が実施日当日であって、連絡時点で既に交通費が発生している場合は、当該交通費を加えるものとする。

年 月 日

結城市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

連 絡 先

結城市結城紬きもの等活用事業利用許可申請書

標記の件について、結城市結城紬きもの等活用事業に関する要項第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 利用日 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

2 利用区分 結城紬着心地体験事業
 ふらり着心地体験事業
 結城紬貸出事業
 その他（ ）

3 利用場所

※着心地体験事業の場合は、着付け処着楽以外で着付けをするときにのみ記入してください。

4 使用人数 人

5 貸出希望 (セット) きもの一式 (No.)

※きもの一式には、帯、帯揚げ及び帯締めがセットになります。

小物セット (セット)

※小物セットには、腰紐等着付けに必要なものがセットになっています。

ただし、長襦袢は含まれません。

(単品) きもの (女物 枚、男物 枚) 帯 (本)
 帯締め (本) 帯揚げ (本) 長襦袢 (枚)
 桐下駄・足袋セット (セット) 和装バッグ (個)
 その他 ()

※桐下駄・足袋セットと和装バッグは別料金となります。

6 添付書類

- (1) 事業計画書、会議・会合通知等の使用目的に関する資料 ※着心地体験は不要
- (2) 申請者確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証
その他申請者本人であることが確認できる書類) ※原本の提示による確認も可
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

団体名又は住所

代表者氏名 様

結城市長

結城市結城紬きもの等活用事業利用許可（不許可）書

年 月 日付けで申請のあったきもの等の活用については、結城市結城紬きもの等活用事業に関する要項第5条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。利用に当たっては、要項等の規定の厳守をお願いします。

記

- 1 利用日 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
- 2 利用区分 結城紬着心地体験事業
 ふらり着心地体験事業
 結城紬貸出事業
 その他（ ）
- 3 利用場所
- 4 利用人数 人
- 5 貸出物品 別紙結城市結城紬きもの等貸出備品一覧参照
（着心地体験以外の場合は、返却時に持参してください。返却時の確認に使用します。）
- 6 理由（不許可の場合）

【注意事項】

- （1）活用事業の利用に伴い発生した事故は、利用者の責任において解決すること。
- （2）きもの等の紛失、破損及び汚損の防止及び対策について万全の措置を講じること。
- （3）紛失等が発生した場合は、遅滞なく市長に届け出ること。
- （4）紛失等が利用者の故意又は重大な過失によるときは、賠償すること。
- （5）結城紬貸出事業の利用後は、実績報告を速やかに行うこと
- （6）3日前から取消料が発生すること。

別紙

結城市結城紬きもの等貸出備品一覧

申請者 _____ 様

貸出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

返却予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

貸出物品	枚数	備考 ※返却時汚れや傷等があった場合は具体的に記入	返却時 検査 確認欄
<input type="checkbox"/> 1 着物セット <input type="checkbox"/> 着物のみ	<input type="checkbox"/> 女物 枚 No.		
	<input type="checkbox"/> 男物 枚 No.		
<input type="checkbox"/> 2 羽織 (羽織紐付)	枚		
<input type="checkbox"/> 3 帯	<input type="checkbox"/> 女物 本		
	<input type="checkbox"/> 男物 本		
<input type="checkbox"/> 4 帯揚げ	本		
<input type="checkbox"/> 5 帯締め	本		
<input type="checkbox"/> 6 長襦袢	<input type="checkbox"/> 女物 枚		
	<input type="checkbox"/> 男物 枚		
<input type="checkbox"/> 7 小物セット	セット		
<input type="checkbox"/> 8 桐下駄・ 足袋セット	セット		
<input type="checkbox"/> 9 和装バッグ	個		
<input type="checkbox"/> 10 その他			

※着物セットには、着物のほか、帯、帯揚げ及び帯締めがセットになっています。

※返却の際は、上記項目を確認してください。

年 月 日

結城市長 様

住 所

団 体 名

代 表 者 名

連 絡 先

結城市結城紬きもの等紛失等届出書

年 月 日付け 第 号で許可のあった結城市結城紬きもの
等活用事業について、結城市結城紬きもの等活用事業に関する要項第11条の規定により、
下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 紛失等日時 年 月 日（ ） 時から 時

2 紛失等場所

3 破損物品及び破損箇所（具体的に記載してください。）

4 添付書類 (1) 破損等の確認できる写真
(2) その他市長が必要と認めるもの

結城市長 様

住 所

団 体 名

代 表 者 名

連 絡 先

結城市結城紬きもの等活用事業利用実績報告書

年 月 日付け 第 号で許可のあった結城市結城紬きもの
等活用事業について、結城市結城紬きもの等活用事業に関する要項第13条の規定により、
下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 利 用 日 時 年 月 日 () 時から
年 月 日 () 時まで

2 利 用 場 所

3 事業内容（具体的に記入すること。）

.....
.....
.....
.....

4 添付書類 (1) 活動内容の確認できる写真
(2) その他活動内容に関するもの